

全肢連情報

ZENSHIREN BULLETIN

□編集・発行

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会

〒170-0013

東京都豊島区東池袋1丁目36番7号

アルテール池袋709号

□Publisher ZENSHIREN

TEL: 03-3971-3666

FAX: 03-3971-6079

E-mail: web-info@zenshiren.or.jp

皆様からのニュースのご提供を
心からお待ちしております。

全肢連情報はホームページ「響(ひびき)」でもご覧になれます。URL: <http://www.zenshiren.or.jp>

SNSで障害児・者、肢体不自由児・者の情報交換を **Facebook** <https://www.facebook.com/ZENSHIREN>

「障害児問題調査会」意見陳述

～全肢連

自由民主党「政務調査会」は「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定」に関する団体ヒアリングを11月19日に開催し、全肢連は石橋副会長が出席して意見を述べた。

意見の概要並びに提出した「意見書」は、以下の通りである。

当会は来年、結成60周年を迎えますが、「どんなに重い障害を持っていても地域で普通に生き、当り前の生活」の実現、「親の高齢化。親亡き後」への対応が、当会としての永遠の課題であり、喫緊の課題です。

障害のある子どもの教育・医療・障害福祉サービスを見ると地域格差はあるもののきめ細かな施策として評価しておりますが、18歳になった時点で医療機関、サービス提供事業所において継続して利用できない、制度上の問題が地域課題として現れてきています。

今後、医療技術の進歩、適切なりハビリテーション等で貴重な生命が維持され、多様な医療行為が新たな医療的ケアとして遡上し、その対応も課題となってきます。

児童福祉法の改正、障害者総合支援法の施設一元化等で少しは改善されてきていますが、医療的ケア児を障害児福祉計画に盛り込むことを義務化されましたが、まだまだ不十分です。

地域包括ケアシステムが介護保険の範囲だけではなく、子どもから大人までとする地方自治体に策定義務がある通り、生まれ育った地域で安心・安全な生活を裏付けるためにも「医療」から「福祉」の面までの地域生活資源が不足しているのが現状の姿であります。

意見書に提示した3項目実現を強く要望いたします。

持続可能な障害児者福祉計画・制度とするためにも「第6期障害福祉計画」策定にあっては、都道府県・自治体に決定権を負わせることなく、次世代を見据えた計画・制度となるようお願いいたします。

1. 重度障害児者、医療的ケアを要する児者に対する支援の充実
2. 地域生活を支援するためにサービス内容の充実
3. 地域生活（在宅生活）を持続可能な制度としていくための課題及び対処方策

【自由民主党「政務調査会」衛藤晟一障害児者問題調査会長あて提出した意見書】

「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について」

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会
会長 清水 誠 一

一般社団法人全国肢体不自由児者父母の会連合会(全肢連)は肢体に障害のある重度障害児者、医療的ケアを必要とする児者を子どもに持つ47都道府県に組織する父母の団体です。

近年の当事者の高齢化はもとより、父母自身の高齢化、親亡き後の子どもたちの将来を考える時、この度の障害福祉サービス等報酬改定で、地域で自立し安心して暮らしていける制度となることを願っております。

「第5期障害福祉計画」では施設から地域生活へ移行する目標が設定され、その中で、施設入所者の削減目標が数値化されていますが、現状は目標からかけ離れています。

その要因を検証し、次期障害児者福祉計画策定時に思い切った施策の構築とともに次のことをお願いいたします。

1. 重度障害児者、医療的ケアを要する児者に対する支援の充実

「医療的ケア児を含めての障害児福祉計画」の策定が市町村に義務化され、医療的ケア児支援協議会の設置、その活動に期待していましたが、地域の資源(ハード・ソフト)不足は言うまでもなく、重度障害児者への支援を充実させるために障害福祉サービス・制度全般について、障害の特性・多様性に配慮したものとなるよう要望いたします。

- ① 居宅時の訪問介護・看護・医療の充実と入院時の重度訪問介護の在り方
※ 入院中は、居宅等で継続的に利用している区分6でなければ重度訪問介護は受けられない。区分4でも普段から訪問介護で慣れた方の介護が必要で改正を求めます。
- ② 国庫負担基準の上限設定の廃止
※ 国庫負担基準で上限が設定されているため基準(合算額)を超えるケースでは、市町村の財政負担が高額となるため居宅・GHで重度訪問サービスの利用が抑制されています。地域事情で選別される国庫負担基準の上限設定を外し、差をなくす改正を求めます。
- ③ 障害福祉サービスの決定は、市町村ですが同じサービスでも支給量の違いは歴然としており、国が基本的なガイドラインを示し必要なサービス提供の保障

2. 地域生活を支援するためにサービス内容の充実

障害児者が地域で心豊かに生活するために、当事者の障害特性が十分に反映したサービス等利用計画の作成と、そのサービス等の着実な実行と医療的ケアのある方を含めた重度な方が障害福祉サービスを十分に使えていない現状は、障害福祉サービスの標準支給量の算定が、当事者が必要とする時間数との開きおよび自治体財源にあることを改善となるよう要望します。

- ① その一因でもある障害支援区分の改定、特に内容の範囲幅が広い区分 6 の見直し、新区分の設定、報酬単価の設定、加算の恒常化
※ 医療的ケアのある方を含めた重度な方が障害福祉サービスを十分に使えていない、単価の問題もありますが障害支援区分の中で特に範囲(重度、重度包括)の幅が広い区分 6 の見直し、又は新区分の設定を求めます。
- ② 地域生活拠点の整備と基幹相談支援センターの設置（活動）および相談支援体制の確保・充実
※ 指定相談事業所の運営や相談支援員の処遇が安定していないのが実情です。
(相談支援利用計画作成、当初約 16,000 円、その後モニタリング)
- ③ サービス等利用計画の着実な実施、同時に災害時個別支援計画の策定
※ 障害児者の災害時対応として、福祉専門職の関与の在り方についてサブワーキンググループで検討しているようですが、災害は待つてはくれません。
サービス等利用計画作成と同時に災害時個別支援計画の策定を災害担当も入れて義務付けることを求めます。
- ④ 生活拠点として共同生活援助サービスがあるが、外部サービス支援の継続とあり方
※ 重度障害者の生活拠点として「GH 重度障害者対応共同生活援助サービス」に、外部サービスの提供を受け入れることができる恒久的な制度とする改正を求めます。

3. 地域生活（在宅生活）を持続可能な制度としていくための課題及び対応方策

- ① 「移動支援」は、車いす等を利用する児者にとって教育・就労を通し安定した生活を送るための必須条件です。地域生活支援事業の枠内ではなく、教育(文科省)・就業(厚労省職業安定局)の個別給付とし地域間格差の生じない制度化が必要です。
- ② 重度訪問介護サービスの拡充が必要です。
文化施設等への移動は利用できますが、映画・コンサートなどの上映中・公演中は該当となりません。人間の尊厳に反する事象が生じています。
(重度訪問介護利用は可能ですが事業所の所在と時間数が課題となる)
- ③ 障害福祉予算が平成 18 年から 3 倍以上になったことだけを強調することなく、中期的な視点に立った地域ごとの障害福祉サービス量を調査し、自助共助公助の視点で障害福祉計画をたてる必要があります。
- ④ 障害のある方が希望する地域で安心して生活を送るうえで大切なことは安定した所得保障が必要です。
現状の障害基礎年金・特別障害手当だけでは最低限の生活を送ることは厳しく、障害基礎年金の増額(生活保護費を参考)か新たな所得保障施策の創設を検討する必要があります。

持続可能な障害児者福祉計画・制度とするためにも「第6期障害福祉計画」策定にあっては、都道府県・自治体に決定権を負わせることなく、次世代を見据えた計画・制度となるようお願いいたします。

「障害報酬改定」就労系の成果主義を修正へ ～厚生労働省

厚生労働省は2021年度の障害報酬改定で、就労系サービスの成果主義を修正する。18年度改定で就労継続支援B型事業は、利用者が受け取る月額平均工賃が高いほど事業所への報酬も高くする体系に改めた。21年度改定では平均工賃にかかわらず一律の基本報酬とする新体系を設ける。障害者が職員として利用者を支える「ピアサポート」も加算で評価する。事業所は2つの報酬体系のどちらかを選ぶことになる。就労継続A型も評価指標を5つに増やし、労働時間を重視した成果主義を修正する。厚労省は年内に大まかな見直しの方針を固める。

18年度改定は成果主義の色が鮮明で、B型事業所からは「安定して働くことの難しい人を受け入れると事業所の評価が下がるのはおかしい」とする反発が相次いでいた。

厚労省が12日の「第20回障害福祉サービス等報酬改定検討チーム」に示した新体系では「利用者の生産活動への参加支援」を一律の基本報酬で評価する。

障害者が社会参加しやすい環境をつくることを重視し、「ピアサポートによる利用者の不安解消」「独居高齢者の生活支援など地域社会への貢献」をそれぞれ加算で評価する。

ピアサポートの加算をめぐる、厚労省は「地域移行支援」など5つのサービスに限って導入する方針だったが、B型事業の新体系にも同じ条件で導入する考えに転じた。

一方、18年度改定による現行の報酬体系については、平均工賃の額が高いB型事業所の基本報酬を引き上げる方針。新体系に設けるピアサポートなどの加算は設けない。

A型は5指標で評価する。雇用契約に基づいて働く就労継続支援A型事業も、成果主義の路線を微修正する。

18年度改定では1日の平均労働時間の長い事業所の基本報酬を手厚くしたが、21年度改定では労働時間の長さに加え「生産活動の収支」「短時間勤務など多様な働き方の整備」など計5つの指標について点数化する。

事業所の基本報酬は、この5指標の点数の合計で決める。A型利用者全体に占める精神障害者や40歳以上の割合が増えたことを受け、「利用者が長い時間働いて稼ぐこと」だけを事業所の評価基準とする考えを改める。

検討チームのアドバイザーからはA型について「5つの指標それぞれ客観的に点数を付けられるのか」、B型については「現行の報酬体系を選んだ事業所では居づらくなる障害者が出るのでは」といった懸念が上がった。

【視点】2つの報酬体系へ

B型事業には、より高い工賃を目指すことに重きを置く「現行型」と、社会参加を促すことに重きを置く「新型」の2つの報酬体系ができる見込みとなった。事業所が約1万3,000カ所、利用者が約26万5,000人に膨らんだB型事業は大きな転機を迎える。

事業所にこの二者択一を迫ることになるが、どちらも大切な価値を目指すものだけに、選ぶにくい。

例えばピアサポートは、新型を選んだ事業所では加算が算定されるが現行型だとされない。「稼ぐこと」と「ピアサポートによって通いやすい雰囲気をつくること」が対立するかのよう読み取れるが、実際は両立するという。

その実例とも言えるのがシャロームの家（横浜市磯子区）だ。B型事業所で、主に精神障害者が通う。13人の職員のうち7人が精神疾患の経験者で、「ピアスタッフ」と呼ばれている。2019年度の平均工賃は月額2万4,381円。全国平均の1万6,369円を大きく上回る。

運送会社から委託されてメール便を配達する男性は、発達障害のあるピアスタッフ。効率的な配達ルートを組むのが得意で、昼食休憩中も利用者からの相談に応じる。

事業所全体として「高い工賃」と「気軽に話しやすい雰囲気」の両方を提供しているが、厚労省案によると、事業所は一度選んだ報酬体系を3年間は変更できない。

シャロームの家のサービス管理責任者で、ピアスタッフでもある男性は「相談対応にだけいている人、生産活動をリードすることにだけいている人等ピアスタッフもさまざまだ。ピアサポートの多様性を反映した報酬改定にしてほしい」と話す。

検討チームのアドバイザーからも「ピアサポートの加算はなぜ新体系だけなのか」といった疑問の声が上がっている。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-syougai_446935_00001.html

就労支援「雇用と福祉」初の合同検討会 **～厚生労働省**

厚生労働省は11月6日、障害者の雇用・福祉施策の連携強化に向けた検討会を立ち上げた。障害者の就労能力や仕事の適性を評価する仕組みをつくり、ハローワークや障害福祉サービス事業所で共有することなどを論点とする。2001年の省庁再編後も旧厚生省と旧労働省の審議会が別々に政策立案してきたが、障害者が働くことをめぐり、初めて合同で議論する。今後、関係団体から意見聴取したうえで3つの作業班で議論を進め、21年6月にまとめる予定。

初会合の冒頭で土屋喜久・厚生労働審議官は「障害者の就労支援はこの十数年で大きく変化した。雇用部局と福祉部局が一体となって検討会を設けるのは遅まきながら初めての試みだ。障害者の就労支援の施策、ひいては障害者施策全般を前進させる契機にしたい」と挨拶した。

検討事項は省内幹部による「障害者雇用・福祉連携強化プロジェクトチーム」が9月29日に中間報告として提起したことが中心になる見込み。

主に、障害者雇用促進法に基づく雇用率制度、障害者総合支援法に基づく就労系サービスにまたがることを議論する。

厚生労働省PT「中間報告」が示した今後の検討事項（抜粋）

- 就労能力や適性を評価する仕組みの創設
- 就労支援の人材を育成する統一カリキュラムの作成
- 通勤や職場における支援の充実、類似サービスの役割整理
- 在宅就労、短時間雇用など多様な働き方への対応
- 障害者雇用率制度における就労継続支援A型事業所の取り扱い
- 障害者手帳を所持していない人の雇用率制度での取り扱い
- 就労系障害福祉サービス（就労継続A型、B型など）の見直し

その一つが障害者の就労能力を評価する仕組みづくりだ。現在は統一した評価基準がなく、判断は現場任せになっている。就労支援に当たる人材育成についても共通の仕組みができないか検討する。

雇用率制度の課題も多い。障害者が労働契約を結んで働きながら支援も受ける福祉サービス「就労継続支援 A 型事業」をめぐっては、企業などに義務を課す法定雇用率の計算式に批判がある。

現在は計算式に A 型利用者を含めていることから「A 型利用者が増えるにつれて法定雇用率も上がり、企業の負担が重い」とし、計算式から除くべきという主張だ。障害者を基準よりも多く雇う企業への助成制度についても A 型利用者を外すべきとの意見がある。

企業が精神障害者を雇用しても、本人が精神障害者保健福祉手帳を持っていないとその企業の雇用率に算定されないことも問題とされてきた。検討会は、通院医療の自己負担を減らす受給者証の所持や新しい「就労能力の評価基準」での評価をもとに雇用率に算定できないか検討する。

【視点】 A 型見直し待ったなし

「雇用と福祉の連携」というとぼんやりするが、要は二つの部局にまたがる長年の懸案事項にいいよ手をつけようということだ。特に、障害者が労働者でもあり福祉サービスの利用者でもある A 型事業はややこしい。

福祉サービスとしてのルールを守ることも実際には難しい。厚労省は 11 月 9 日、利用者に支払う賃金の総額以上の生産活動収入が得られない A 型事業所が、今年 3 月末時点で A 型全体の 6 割にのぼることを社保審・障害者部会に示した。

事業所に支払われる障害報酬を利用者の賃金に充てるのは指定基準違反だが、全体の 6 割はこの基準が守られていない。

さらに、この 6 割の事業所のうち 8 割に当たる事業所は、前年度も基準を満たせていない。つまり、A 型全体の半数弱が 2 年続けての基準違反組だ。

これに対し、福祉サービスを提供する側から「基準を満たせない事業所には、基準を満たす事業所への障害報酬と差を設けることも検討すべきではないか」「事業所の経営努力の問題か、制度設計の問題か、A 型の在り方を検討すべきだ」といった声があがった。

19 年度の実績で A 型は事業所数 3,815 力所、利用者数 7 万 1,214 人。12 年度に比べて事業所も利用者も約 3 倍に増えた。障害福祉サービスの中でも比較的大きな比重を占める。

もはや複雑に絡んだ問題を見ないふりできない段階に入ったと言えるだろう。

A 型事業所の全国団体理事長は、「利用者に賃金を払える仕事を十分に確保できない A 型事業所の経営情報は、自治体が開示すべきだ。雇用率制度などで A 型を適用外とするのであれば、企業から A 型事業所に良質な仕事が発注される仕組みもセットで検討してほしい」としている。



新たな「バリアフリー目標」最終とりまとめ ～国土交通省

国土交通省は 11 月 20 日に、2021 年度以降のバリアフリー目標の最終とりまとめを発表した。

国土交通省では、2020 年度末が期限となっているバリアフリー法に基づく現行の基本方針に定める整備目標を見直すため、学識経験者、障害者団体や事業者団体などで構成する「バリアフリー法及び関連施策のあり方に関する検討会」が検討してきた。今回、検討会での議論を踏まえ、次期目標に関する考え方を整理した「バリアフリー法に基づく基本方針における次期目標について」をとりまとめた。

それによると次期目標は、ハード・ソフト両面でのバリアフリー化を推進していく観点から、

- 各施設等について地方部を含めたバリアフリー化の一層の推進
- 聴覚障害及び知的・精神・発達障害に係るバリアフリーの進捗状況の見える化
(旅客施設のバリアフリー指標として、案内設備(文字等及び音声による運行情報提供設備、案内用図記号による標識等)を明確に位置付け)
- マスタープラン・基本構想の作成による面的なバリアフリーのまちづくりの一層の推進
- 移動等円滑化に関する国民の理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」の推進

以上の点に留意して作成され、目標の範囲は、鉄道、バス、タクシー、船舶、航空、道路、都市公園、路外駐車場、建築物、信号機、心のバリアフリーまで非常に広範なものとなった。

目標期間は、現行は 2011 年度から 10 年間だったが、次期目標では社会資本整備重点計画期間や、バリアフリー法に基づく基本構想の評価期間、新型コロナウイルス感染症による影響も踏まえ、時代の変化により早く対応するため、5 年間程度とする。

具体的には、乗合バスはノンステップバスについて現状の 61%を、2025 年度末までに 80%に引き上げる。リフト付きバス車両の普及率は 5%だが、1 日当たりの平均的な利用者数が 2,000 人以上の航空旅客ターミナルのうち、鉄軌道アクセスがない指定空港へのバス路線を運行する乗合バス車両の適用除外の認定基準を見直すとともに、指定空港へアクセスするバス路線の運行システムの総数の約 50%を、バリアフリー化した車両を含む運行とする。

福祉タクシー車両は現在、3 万 7,064 台だが、2025 年度末までに約 9 万台とする。さらに、各都道府県で総車両数の約 25%についてユニバーサルデザインタクシーとする。

詳細は、国土交通省ホームページ参照

https://www.mlit.go.jp/report/press/sogo09_hh_000260.html

「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(素案)」パブコメ開始 ～文部科学省

文部科学省は 11 月 25 日に「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議報告(素案)」についての意見募集を開始した。

この意見募集は、「新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議」による議論を踏まえたもので、提出期限 12 月 14 日必着となっている。

パブリックに関する詳細は、文部科学省ホームページ参照

<https://public-comment.e->

[gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001131&Mode=0](https://www.mext.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=185001131&Mode=0)

有識者会議の詳細は、文部科学省ホームページ参照

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/154/index.htm

素案の目次（抜粋）は以下の通り

- I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方
- II. 障害のある子どもの学びの場の整備・連携強化
 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実
 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実
 3. 特別支援学校における教育環境の整備
 4. 高等学校における学びの場の充実
- III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上
- IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上
- V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実
 1. 就学前、在学中、卒業後の連携
 4. 医療的ケアが必要な子どもへの対

医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる 衛生用品等の優先配布事業

～厚生労働省

厚生労働省は、8月に実施した「医療的ケア児者の人工呼吸器に必要となる衛生用品等の優先配布事業」を12月にも実施する。前回8月に申請した方も再度申し込みが可能。

この事業は、人工呼吸器等を利用する上で必要なアルコール綿及び精製水については新型コロナウイルス感染症の感染防止にも活用できることから需給が逼迫する中、人工呼吸器等を利用する在宅の医療的ケア児者が入手しづらくなっていることを踏まえ、厚生労働省がアルコール綿及び精製水を一括して買い上げ、在宅の医療的ケア児者（人工呼吸器管理等の医療的ケアを必要とする障害児者）へ無償にて優先配布される。

なお、本事業によるアルコール綿及び精製水は無償での提供となるため「厚生労働省や地方厚生局、お住まいの自治体等の関係機関から、電話等により金銭を要求したり、暗証番号を聞いたりすることは絶対にありません」との注意喚起もされている。

詳細は、厚生労働省ホームページ参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_12793.html#kikan

12月の行事予定

- | | | |
|--------|------------------|--------|
| 10日（木） | 第39回肢体不自由児・者の美術展 | 東京芸術劇場 |
| 20日（日） | いずみ 154号発行 | |
| 28日（月） | 仕事納め | |